

三木市記者発表資料 (令和3年7月2日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 生活環境課	課長 西本正仁 (内線 2380)	交通防犯係	0794-82-2000 (内線 2380)

タイトル
<b>多頭飼育崩壊跡地における消毒作業を完了</b>
内容
<p>令和2年6月に発覚した犬の多頭飼育崩壊による動物愛護法違反事件について、警察による事件処理は完了したものの、跡地に残った大量の糞尿と、そこから発生する悪臭及び害虫が近隣住民の住環境に悪影響を与えていたため、6月28日から3日間作業を行い、家屋内部の全ての糞尿を撤去し、消毒作業を完了しました。</p> <p><b>1 作業の概要</b></p> <p>(1) 作業期間 6月28日(月)～6月30日(水)</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>ア 家屋内部に蓄積していた糞尿を手作業で除去し、家屋内で袋詰めの上、屋外に搬出</p> <p>イ アで搬出した除去物(約5.8トン)は、市職員が市清掃センターに搬入し、焼却処分した。</p> <p>ウ 全ての糞尿を除去したあとで、専門業者が消毒を実施した。</p> <p><b>2 作業内容</b></p> <p>(1) 糞尿の処理、消毒は委託した専門業者が実施した</p> <p>(2) 屋外へ搬出された糞尿は、市職員が市清掃センターに搬入し焼却処分した。</p>
セールスポイント
<p>糞尿撤去及び消毒作業は、地元自治会から強い要望があった事業で緊急性が高く、住環境改善に効果も期待できるため取り組んできました。</p> <p>引き続き、地元自治会等と十分協議し、家屋の解体撤去の準備を進めます。</p>

**(参考) 多頭飼育崩壊跡地における住生活環境整備事業について**

本事業は、個人所有の家屋内でおこった多頭飼育崩壊事件の跡地の整理及び解体処分という本来ならば、原因者及び土地家屋所有者が実施すべきもので、市が直接関与する法的な義務及び責任はないものであるが、市は、近隣住民の住環境改善を図るため、相続人と協議した結果、相続人から家屋及び土地の寄附の申出があり、市が財政負担をせずとも解体除去まで実施できる見通しが立ったため、事業化を決定した。

**事業の内容**

- (1) 市は、事件跡地となった土地及び家屋の現在の所有者（相続人）から当該土地及び家屋の寄附を受ける。
- (2) 寄附を受けた土地及び家屋を市に所有権移転登記を行う。
- (3) 市は所有権に基づき、家屋内の糞尿の処理、消毒を行った上で、家屋を解体し、土地を更地に整備する。
- (4) 更地に整備した土地を公募により売却する。